

島根県環境放射線情報システム
専用回線調達
入札説明書

島 根 県

目 次

1. 入札に付する事項	2
2. 事務担当部局	2
3. 入札に参加する者に必要な資格	2
4. 入札参加資格確認申請	3
5. 入札手続	3
6. 契約	6
7. 質問等	6
8. 紙入札参加承認願	6
9. その他	7
添付資料	
（1）島根県環境放射線情報システム専用回線調達仕様書	別添
（2）紙入札書に関する注意事項	8
（3）入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて	9
（4）契約書（案）	10
関係様式	
（様式1）入札参加資格確認申請書	14
（様式2）委任状	15
（様式3）入札書	16
（様式4）入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票	18
（様式5）紙入札参加承認願	19
（様式6）誓約書	20

この入札説明書は、本県が発注する島根県環境放射線情報システム専用回線調達に関して、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）、本件に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を示すものである。

なお、本件は電子入札対象案件であり、入札参加資格確認申請及び入札手続きは、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行うこと。

やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、県の承認を得た後、書面により手続きを行うこと。

1. 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 島根県環境放射線情報システム専用回線 一式
- (2) 入札案件の仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間
 - ①納入期限（開通年月日） 令和 8 年 3 月 31 日
 - ②回線サービス利用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (4) 納 入 場 所 島根県松江市西浜佐陀町 582-1
原子力環境センター 外（詳細は、別添仕様書による。）

2. 事務担当部局

〒690-0122 島根県松江市西浜佐陀町 582-1
島根県原子力環境センター
電話 0852-36-4300 F A X 0852-36-6683
電子メール genshiryoku@pref.shimane.lg.jp

3. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加資格

次の①から⑦のすべての項目に該当すること。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- ④物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」小分類「(5) 電気通信機器」）に登録されている者であること。
- ⑤島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札につい

て指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

⑥島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成 23 年島根県告示第 454 号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

⑦入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4. 入札参加資格確認申請

(1) 提出方法等

この入札に参加を希望する者は、令和 7 年 5 月 8 日午後 4 時までに、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子調達システムにより提出すること。なお、提出資料の電子ファイルの容量が 10 メガバイトを超えるときは、県の承認を得た後、持込し、又は簡易書留により郵送すること。

なお、書面による申請を認められた者は、次により提出すること。

ア 提出場所

2 の場所

イ 提出方法等

持込又は簡易書留による郵送(提出期限必着)

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式 1)

イ 会社概要

ウ 紙入札参加者が入札にあたって代理人を定める場合は委任状(様式 2)
(入札前に入札会場での提出も可)

エ 免除を受けようとする場合は入札保証金の免除に関する書類

オ 誓約書(様式 6)

(3) その他

ア 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は令和 7 年 5 月 12 日午後 5 時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。なお、書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知する。

ウ 資料作成等に要する費用は提出者の負担とする。

エ 提出書類は返却しない。

オ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5. 入札手続

(1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出すること。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出すること。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出すること。

(2) 入札金額

ア 入札者は、本調達案件に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（初期費用及び令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの役務に係る金額）にそれぞれ当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を以下の計算式に当てはめ、得られた金額を入札書に記載すること。

【計算式】

入札書記載金額＝（初期費用の 110 分の 100 に相当する金額）＋（令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの役務に係る金額の 110 分の 100 に相当する金額）

ウ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

ア 令和 7 年 5 月 20 日午前 9 時から令和 7 年 5 月 21 日午後 4 時までとする。

ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除いた日の午前 9 時から午後 5 時までである。

イ 電子調達システムでは、入札参加資格確認通知書が発行されると上記の入札期間以前であっても入札書を提出できる状態になるので、入札参加資格確認通知書発行後、入札期間以前に提出された入札書についても、入札期間内に提出されたものとして扱う。

(4) 書面による入札の日時及び場所等

ア 提出方法

持込又は書留郵便による郵送（別添「紙入札書に関する注意事項」を参照）

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 21 日午後 4 時

（ただし、郵送の場合は、令和 7 年 5 月 21 日正午までに到着していること。）

ウ 提出場所

2 の場所

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 22 日午前 10 時

イ 場所

2 の場所

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定する。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

(7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において午前 10 時 20 分（1 回目

- 予定)、午前 10 時 40 分(2 回目予定)より再度入札を行う。
- イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。
- ウ 再度入札は、2 回までとする。
- エ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行う。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。
- なお、随意契約の協議以降の手続は、電子調達システムによらず、書面により行う。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(9) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第 63 条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

(10) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行うこと。

- ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。
- イ 書面による入札の場合は、入札執行前にあつては入札辞退届を持込又は郵送等により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(11) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とする。

(12) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(13) 入札保証金

- ①島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額を契約期間の月数で除し、12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。
- ②ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する(別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。)
- ③入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか、国債、地方債、その他の担保の提供をもって代えることができる。
- ④入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
- なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。
- ⑤入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

6. 契約

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約条項

①契約書（案）のとおりとする。

(3) 契約の締結

①落札者が決定したときは、14 日以内に契約を締結するものとする。

②知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

③本件の調達手続きに関し、島根県政府調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

④この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(4) 契約保証金

①島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上を納付すること。

②ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）。

③契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。

④契約保証金は、契約履行の検査完了後に還付する。

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7. 質問等

(1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、電子調達システム又は書面により提出すること。

(2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出期限

令和 7 年 4 月 18 日午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

イ 書面による提出場所

2 の場所

ウ 書面による提出方法

郵送又はファクシミリによって提出すること（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるので、注意すること。）。

(3) 回答は電子調達システムにより行う（この案件の入札公告及び入札説明書等を、ダウンロードされた入札情報サービス入札予定情報に、追加して掲載する。）。なお、やむを得ない事由により電子調達システムを閲覧できない者については、書面により回答するので、質問時に書面回答希望の旨を連絡すること。

(4) なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8. 紙入札参加承認願

(1) 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願（様式 5）を提出するこ

- と。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は次のとおりとする。
- ア 提出期限
令和7年4月18日午後5時まで
 - イ 提出場所
2の場所
 - ウ 提出方法
持込又は簡易書留による郵送（提出期限必着）
- (3) 提出のあった承認願については、提出期限締め切り後に回答する。

9. その他

- (1) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録されたICカードが必要となる。
詳細は、電子調達システムポータルサイトを閲覧すること。
電子調達システムポータルサイトURL(<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)
- (2) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能があるが、この機能は使用しないこと。
- (3) この入札に関する問い合わせ先は、2のとおり。
- (4) 落札者は、開札後速やかに、仕様書に記載する拠点毎の初期費用・月額利用料金等を示した積算内訳書及び契約書（案）別表「分割支払内訳書」を、2. 事務担当部局宛てに提出すること。

紙入札書に関する注意事項

1. 入札書

- (1) 金額の頭には「¥」マークを記載すること。
- (2) 金額は消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札金額は訂正することができない。
- (4) 入札書の記載方法は次のとおりとする。

本人が入札する場合	代理人により入札する場合
・代表者の住所、社名、肩書、氏名を記載	・代表者の住所、社名、肩書、氏名と代理人の住所、社名、氏名を記載。
〔記載例〕 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	〔記載例〕 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 (代理人) △△市△△町△△番地 〇〇〇〇株式会社△△支店 □□□□

2. 入札書の封筒

- (1) 表には「島根県環境放射線情報システム専用回線調達入札書」と記載し、件名、社名を記載すること。

3. 郵便により入札する場合

- (1) 二重封筒とし、外封筒には「島根県環境放射線情報システム専用回線調達入札書 在中」と記載する。
- (2) 外封筒に上2の封筒を入れて送付すること。

入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて

1. 入札保証金の納付の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第 61 条の 2 第 1 号による場合

この入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を入札書提出前に提出すること。

※納付額あるいは保険金額から逆算して、限度となる額を超える金額の入札は、無効となるので注意すること。

(2) 島根県会計規則第 61 条の 2 第 2 号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去 2 年間に国・地方公共団体と 2 回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を入札参加資格確認申請書の提出時にあわせて提出すること。

2. 契約保証金の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第 69 条の 2 第 1 号による場合

県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を提出すること。

(2) 島根県会計規則第 69 条の 2 第 3 号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去 2 年間に国・地方公共団体と 2 回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を提出すること（入札参加資格確認申請書の提出時に上記 1（2）により提出した場合は不要）。

島根県環境放射線情報システム専用回線利用契約書（案）

島根県（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）とは、島根県環境放射線情報システム専用回線の利用について次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 受注者は、島根県環境放射線情報システムに供するネットワークサービスを発注者に提供し、発注者はこれを利用するものとする。

（契約の処理方法）

第2条 受注者は、別添「島根県環境放射線情報システム専用回線調達仕様書」（以下「仕様書」という。）により、業務を処理しなければならない。

2 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（契約額）

第3条 発注者は、ネットワークサービスに対する利用料として、
総額金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を受注者に支払う。

2 発注者は、ネットワークサービスの利用料を分割して受注者に支払うものとし、毎月の支払額は、別表「分割支払内訳書」のとおりとする。

3 ネットワークサービス利用期間に1月未満の端数があるときは、利用料は日割り計算により算出した金額とする。

4 第1項の利用料及び第7条に定める事前準備に関する費用は、発注者が受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

（契約期間）

第4条 契約期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとする。

2 ネットワークサービスの利用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 (A) 受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、金_____円とする。

（延滞利息）

第6条 発注者は、正当な理由によらないで第3条第3項に規定する期間（以下、約定期間という。）内に利用料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5%（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率を乗じて計算した遅延賠償金を受注者に支払わなければならない。

（回線新設作業等に関する費用）

第7条 受注者は、ネットワークサービスを提供するための回線新設作業等（初期費用）を令和8年3月31日までにを行うものとする。このとき、発注者が行う当該事前準備に対する完了検査は、ネットワークサービスの利用とは別に行うものとする。

2 発注者は、ネットワークサービスを提供するための回線新設作業等に要する費用（初期費用）として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を受注者に支払わなければならない。

(保守責任)

第8条 受注者は、ネットワークサービスを提供するための回線および端末設備について、仕様書に基づき、発注者が常に良好に使用できるように障害時保守を行うものとする。

2 障害時保守は、24時間体制でこれにあたるものとする。

3 障害時保守を行うにあたり、受注者以外のものに請け負わせて行う場合は事前に発注者の承諾を得るものとする。

(権利の譲渡等)

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者受注者協議して定める。

(協議解除)

第11条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第12条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(契約の解除)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込がないと認められるとき。

(2) 受注者が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき。

(3) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(損害賠償)

第14条 受注者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

※第5条（契約保証金）で(A)を用いる場合

第15条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約

金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

※第5条（契約保証金）で(B)を用いる場合

第15条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

（費用負担）

第16条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（協議）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也

受注者

別表

分割支払内訳書

年月	月額利用料			年月	月額利用料		
	税抜額	消費税	合計額		税抜額	消費税	合計額
令和8年3月分				令和 11 年4月分			
小計				令和 11 年5月分			
令和8年4月分				令和 11 年6月分			
令和8年5月分				令和 11 年7月分			
令和8年6月分				令和 11 年8月分			
令和8年7月分				令和 11 年9月分			
令和8年8月分				令和 11 年 10 月分			
令和8年9月分				令和 11 年 11 月分			
令和8年 10 月分				令和 11 年 12 月分			
令和8年 11 月分				令和 12 年1月分			
令和8年 12 月分				令和 12 年2月分			
令和9年1月分				令和 12 年3月分			
令和9年2月分				小計			
令和9年3月分				令和 12 年4月分			
小計				令和 12 年5月分			
令和9年4月分				令和 12 年6月分			
令和9年5月分				令和 12 年7月分			
令和9年6月分				令和 12 年8月分			
令和9年7月分				令和 12 年9月分			
令和9年8月分				令和 12 年 10 月分			
令和9年9月分				令和 12 年 11 月分			
令和9年 10 月分				令和 12 年 12 月分			
令和9年 11 月分				令和 13 年1月分			
令和9年 12 月分				令和 13 年2月分			
令和 10 年1月分				令和 13 年3月分			
令和 10 年2月分				小計			
令和 10 年3月分				合計			
小計				※令和8年3月分には、事前準備に要する費用（初期費用）を記載する。			
令和 10 年4月分							
令和 10 年5月分							
令和 10 年6月分							
令和 10 年7月分							
令和 10 年8月分							
令和 10 年9月分							
令和 10 年 10 月分							
令和 10 年 11 月分							
令和 10 年 12 月分							
令和 11 年1月分							
令和 11 年2月分							
令和 11 年3月分							
小計							

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

入札参加資格確認申請書

島根県で発注される下記業務名の入札に参加する資格の確認を受けたいので、
下記書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを
誓約します。

記

1. 業務名 島根県環境放射線情報システム専用回線調達

2. 添付書類

ア 会社概要

イ 入札にあたって代理人を定める場合は委任状（様式 2）

（入札前に入札会場での提出も可）

ウ 免除を受けようとする場合は入札保証金の免除に関する書類

エ 誓約書（様式 6）

様式 2

委 任 状

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者 住 所

商号又は名称

氏 名

記

「島根県環境放射線情報システム専用回線調達」の入札及び見積りに関する
一切の権限。

入 札 書

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、島根県環境放射線情報システム専用回線調達

上記のとおり、島根県会計規則（昭和 3 9 年島根県規則第 2 2 号）その他
仕様書等を承知のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

入 札 書

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、島根県環境放射線情報システム専用回線調達

上記のとおり、島根県会計規則（昭和 3 9 年島根県規則第 2 2 号）その他
仕様書等を承知のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

代理人 住 所

商号又は名称

氏 名

様式 4

入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票

令和 年 月 日

質 疑 項 目	(業務名：島根県環境放射線情報システム専用回線調達)
質 問 内 容	
会 社 名	
所属・担当	
T E L	() —
F A X	() —

※ 質疑は1項目ずつ別紙とすること。

回 答	
-----	--

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

紙入札参加承認願

下記 1 案件は、電子入札対象案件ですが、今回は、下記 2 の理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、書面による入札での参加を承認いただきますようお願いいたします。

記

1. 件名 島根県環境放射線情報システム専用回線調達

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

【県記入欄】入札参加者は記載しないでください。

このことについては、紙入札による参加を

{ 承認します。ついては、入札説明書に記載した方法等により入札を行ってください。 }
{ 承認しません。ついては、再度、電子調達システムによる入札を検討してください。 }

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也

様式 6

誓 約 書

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

島根県で発注される島根県環境放射線情報システム専用回線調達に係る一般競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に非該当であり、刑法、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為は一切行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会へ送付されても異議はありません。